

令和7年7月31日
調査及び立法考査局
行政法務調査室・課
外交防衛調査室・課

「スパイ防止法」について

I 昭和60年の「スパイ防止法案」の概要・経緯

1. 概要（資料①～⑤）

- ・（昭和60年の法案）「国家秘密」を、外国に通報する目的をもって、又は不当な方法で、探知し又は収集した者で、これを外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた者に対する罰則（死刑又は無期懲役、第4条第1項）等を規定。
- ・（昭和61年の修正案）「国家秘密」を「防衛秘密」に限定、「不当な方法」の定義を規定、秘密の指定に関する規定の追加、法定刑の軽減等（資料②p.3）

2. 背景・経緯（資料⑥～⑧）

（1）法案提出に至る背景

- ・「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」（昭和53年）
- ・「スパイ防止法制定促進国民会議」の結成（昭和54年）
- ・「自衛隊スパイ事件」（昭和55年）
- ・「スパイ防止のための法律制定促進議員・有識者懇談会」の結成（昭和59年）

（2）法案提出後の経緯

- ・第102回国会に自民党単独の議員立法で「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」が提出される。同月、衆議院で継続審議とすることを議決（昭和60年6月）。
- ・第103回国会で廃案となる（同12月）。
- ・自民党内の特別委員会が修正案（「防衛秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案」）を決定（昭和61年）。（その後、国会提出はされず。）

II 新たな「スパイ防止法案」をめぐる議論

1. 新たな「スパイ防止法案」の内容に関する政党・議員の意見（資料⑨～⑬）

- ・高市早苗衆議院議員（自民党）…「スパイ防止法」とは、「外国政府勢力によるスパイ活動を規定し、監視し、必要があれば逮捕する事ができる法律」（資料⑩）
- ・松沢成文参議院議員（日本維新の会）…特定秘密保護法等は「秘密を特定して、その秘密に関わる人をセキュリティークリアランスを掛けて、そういう人が漏えいした場合に罰するという法律」であり、「スパイ防止法」とは「法体系が違う」。「スパイ行為を定義して、スパイ活動そのものを取り締まって、違反者に重罰を科す」ような「包括的なスパイ防止法を作るべき」。（資料⑪）
- ・国民民主党…「今の日本には、スパイ行為を包括的に処罰できる法律が整っていません。」「国家機密保護や安全保障体制の強化という観点から、サイバー空間を含めたスパイ行為全般を処罰対象とする、実効性の高い包括的な法整備を進めます」（資料⑫）
- ・参政党…「経済安全保障などの観点から外国勢による日本に対する侵略的な行為や機微情

報の盗取などを機動的に防止・抑圧する仕組みを構築」(資料⑬)

2. (参考) 稲村悠氏 (元警視庁公安部捜査官) の指摘 (資料⑭)

- ・ 「スパイ防止法に求められる内容は、1985年のスパイ防止法案に準拠するものでは足りず、例えば2023年7月に英国で制定された国家安全保障法は一つの参考となる」。(同法は、「外国の諜報機関による英国関連の活動を実質的に援助することを意図している行為などもその対象としている」)

II 諸外国の「スパイ防止法」

1. 概要

(1) 英国 (調査報告書(1)、資料⑮)

¹⁾ 「2023年国家安全保障法」に、以下を罰する規定等がある。

- ・ 外国勢力のために、英国の安全・利益を害することを知りながら、「保護された情報」(英国の安全又は利益を保護する目的でアクセスが制限された又はアクセスが制限されていることが思料される情報や文書等)を取得・コピー・記録・保持する行為や開示する行為(第1条)
- ・ 英国に関連する活動を行う外国諜報機関を実質的に援助することを意図して行為すること(第3条)

(2) ドイツ (調査報告書(2)、資料⑯)

刑法典に、以下を罰する規定等がある。

- ・ 国家機密を、外国の勢力等に報告すること等により、ドイツ国家の対外的安全に対して重大な不利益を及ぼす危険を引き起こす行為(第94条)
- ・ 外国の勢力の諜報機関のために、国家に対して諜報活動を行うこと等(第99条)

(3) フランス (調査報告書(3)、資料⑰)

刑法典に、以下を罰する規定等がある。

- ・ フランスに対する敵対行為又は侵略行為をそそのかす目的で外国政府、外国に属し若しくは外国の支配下にある企業・組織又はその要員と内通する行為(第411-4条)
- ・ 「国防の秘密」の漏洩等(第413-10条)

(4) 米国 (調査報告書(4)、資料⑱)

合衆国法典(第18編(犯罪及び刑事訴訟)、第42編(公衆衛生及び福祉)及び第50編(戦争及び国防))の中に罰則規定がある。

- ・ 米国に損害を及ぼす又は外国の利益となることを意図・認識しながら、国防情報を外国政府に提供すること等(第18編第794条)

2. 課題～報道の自由との関係

- ・ ドイツ…1962年、ドイツ連邦軍の増強計画に関するスクープ記事を掲載した週刊誌「シュピーゲル」の編集者が「反逆的機密漏洩罪」(刑法典旧100条1項)の疑いで逮捕される事件が発生(「シュピーゲル事件」)。裁判の結果、編集者への同罪適用は否定された。これをきっかけに1968年刑法改正において、一般向けの報道を処罰対象から外す規定(「自由で

民主的な基本秩序に反する事実等を「非合法秘密」として国家機密から除く規定（刑法第93条第2項）を新設した¹。

- ・ 米国…政府は、機密情報やその他の保護対象情報の受領を理由に報道機関を起訴したことはない。しかし、法的には起訴が可能であるとする意見がある²。

<調査報告書>

- (1) 国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務調査室・課「英国の機密保全法制（罰則）」令和7年7月31日。
- (2) 国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務調査室・課「ドイツの機密保全法制（罰則）」令和7年7月31日。
- (3) 国立国会図書館調査及び立法考査局行政法務調査室・課「フランスの機密保全法制（罰則）」令和7年7月31日。
- (4) 国立国会図書館調査及び立法考査局外交防衛調査室・課「米国の合衆国法典におけるスパイ行為を禁じる規定」令和7年7月31日。

<資料>

- ① 「国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案 新旧条文対照表」田島泰彦・清水勉編『秘密保全法批判 脅かされる知る権利』日本評論社, 2013, pp.232-236.
- ② 横山潔「スパイ防止法案」『ISSUE BRIEF』7号, 1986.10.24, pp.1-5.
- ③ 藤原彰・雨宮昭一編『現代史と「国家秘密法」』未来社, 1985, pp.116-132.
- ④ 社会文化法律センター「コンメンタル・国家秘密法」日本社会党・社会文化法律センター編『学習討論資料 国家秘密法』晩稲社, 1985, pp.2-14.
- ⑤ 「コンメンタル・国家秘密法」日本社会党・社会文化法律センター編『学習討論資料 続・国家秘密法』晩稲社, 1987, pp.8-22.
- ⑥ 「秘密保護法案 読み解く(9) 過去にも浮上? 「スパイ防止法」世論の反発で廃案」『朝日新聞』2013.10.4.
- ⑦ 「経済安保の保護法案 「スパイ防止法」と相似」「80年代に国会提出 当時は岸元首相ら旗振り」『東京新聞』2024.3.5.
- ⑧ 林博史ほか「自民党スパイ防止法案形成の政治過程」前掲資料③, pp.43-65.
- ⑨ 「「スパイ防止法」現実味 参政と国民躍進、環境変化」『産経新聞』2025.7.23.
- ⑩ 高市早苗 (@takaichi_sanae) 2025.5.21, 0:16 のポスト <https://x.com/takaichi_sanae/status/1924846631591280986>
- ⑪ 第217回国会参議院決算委員会会議録第6号 令和7年5月14日【未定稿】 pp.28-33.
- ⑫ 国民民主党「政策パンフレット」2025.7, p.26. <<https://election2025.new-kokumin.jp/file/DPF-P-PolicyCollection2025.pdf>>
- ⑬ 「参政党の政策カタログ 4.国防・外交」参政党ウェブサイト <https://sanseito.jp/political_measures_2025/specific_policies/>

¹ 植松健一「ドイツ」田島泰彦・清水勉編『秘密保全法批判 脅かされる知る権利』日本評論社, 2013, pp.192-194, 195-196. 【資料⑩】

² Stephen P. Mulligan and Jennifer K. Elsea, “Criminal Prohibitions on Leaks and Other Disclosures of Classified Defense Information,” *CRS Report*, R41404, May 11, 2023, pp.23-24.

- ⑬-2 「参政党・神谷代表「私もメロンパンを食べています」 過去の数々の発信に釈明 さや氏の核武装発言には「示しが見つからない」とも」『AERA Digital』2025.7.27. <<https://dot.asahi.com/articles/-/261664?page=1>>
- ⑭ 稲村悠 「日本の議員と深い関係？」スパイ防止法の有効性 中国非公式警察関係先を捜査した狙いとは」『東洋経済オンライン』2024.2.29. <<https://toyokeizai.net/articles/-/737268>>
- ⑮ 芦田淳 「【イギリス】2023年国家安全保障法の制定」『外国の立法』298-2号, 2024.2, pp.10-11. <<https://dl.ndl.go.jp/view/prepareDownload?itemId=info:ndljp/pid/13331978>>
- ⑯ 植松健一 「ドイツ」田島泰彦・清水勉編『秘密保全法批判』日本評論社, 2013, pp.191-198.
- ⑰ 新井誠 「フランスにおける国家安全保障に関する秘密保全法制」『比較憲法学研究』2015.10, pp.107-111.
- ⑱ 松井茂記 「アメリカ」前掲資料①, pp.182-190.

担当：行政法務課 福田健志
外交防衛課 島村智子